（様式第４号）

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名		環境部　環境政策課　衛生係
不利益処分名		空き地に放置された雑草の除草命令
根　拠　法　令		空き地に放置された雑草の除去等に関する条例
根　拠　条　項		第６条
連　　絡　　先		（電話　６２１－５２０６　）
処分基準	基　　　準	（除草の命令） 第６条　市長は，前条の規定による勧告を受けた空き地の占有者がその勧告に従わないときは，期限を定めて，不良状態を解消するために必要な限度において，雑草の除去を命ずることができる。
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成２６年　８月　１日設定（平成　　年　　月　　日最終変更）